

専門部会の設置について（案）

○地域包括ケア推進部会における検討項目のうち、特に専門的かつ集中的な検討が必要な項目については、次の4つの専門部会を立ち上げて議論することにしてはどうか。

1. 専門部会の名称

- (1) 健康寿命延伸のための「介護予防」に関する専門部会
- (2) 医療介護連携のあり方に関する専門部会
- (3) 在宅療養者の服薬管理のあり方に関する専門部会
- (4) 看取り支援に関する専門部会

2. 専門部会での検討事項

- (1) 健康寿命延伸のための「介護予防」
 - ・機能改善につながる効果的な介護予防サービスの検討
フレイル対策、口腔ケア・機能向上、低栄養改善、地域リハビリなど
 - ・地域の健康課題に応じた一般介護予防事業の効果検証
 - ・介護予防の必要性についての市民啓発
- (2) 医療介護連携のあり方
 - ・医療・介護連携ガイドラインの策定
 - ・円滑な入院・退院支援の実施に向けた運用ルールづくり
入退院調整マニュアル
在宅患者共有ツール（在宅療養患者情報共有シート等）
 - ・在宅療養者の急変時への対応
後方支援病院の体制整備（かかりつけ医を通して緊急時の入院先など必要な情報をあらかじめ登録する仕組みの構築など）
 - ・在宅患者情報の関係者間での共有方法（在宅カルテ、連絡ノートなど）
 - ・在宅医療を支える人材育成・確保
在宅医、訪問歯科診療医、訪問看護師、リハビリ専門職、介護福祉士、ホームヘルパーなどの養成・確保
医療の必要性を適切に判断し本人・家族に説明できるケアマネジャー養成
 - ・医療介護サポートセンター事業の効果検証
- (3) 在宅療養者の服薬管理のあり方（ICT活用含む）
 - ・多剤併用（ポリファーマシー）
 - ・服薬管理、服薬支援のあり方
 - ・電子お薬手帳の活用推進

(4) 看取り支援

- ・ 看取りをサポートする専門的人材の養成
- ・ 介護施設等における看取りの支援
- ・ 緩和ケアの充実
- ・ 市民啓発

在宅医療への理解促進

生前の意思表示（リビングウィル）やエンディングノート等を活用した事前の意思表示への理解促進

3. 構成員について

会長と相談の上、別途定める。